



一般社団法人が開設する医療機関の非営利性の徹底について

厚生労働省 医政局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

一般社団法人が開設する医療機関の非営利性の徹底について

- 医療法上、医療機関の開設者は、営利を目的としてはならないこととされており、都道府県知事等は、医療機関の開設許可時の審査に際して、これまでも、開設者が実質的に医療機関の運営の責任主体たり得るか及び営利を目的とするものでないか否かについて審査を行い、また、開設後に経営等につき同様の疑義が生じた場合も厳正な対処を行ってきてている。
- 昨今、一般社団法人が開設する医療機関数が増加しているが、一般社団法人自体は、登記のみで簡便に設立できる非営利法人であり、医療法人制度で設けられているような、都道府県において設立を認可した上で事業や経営の実態を定期的に確認する仕組みがないこと等から、医療機関の非営利性の観点で疑義が生じていたところ。
- このため、令和6年12月25日に医療部会が取りまとめた「2040年頃に向けた医療提供体制の総合的な改革に関する意見」の中では、医療機関の開設時等において新たに各種事項の届出を一般社団法人に対して求めるべきであるとされた。
- これを踏まえ、まずは、医療法施行令を改正し、医療機関を開設する一般社団法人（公益社団法人を除く。）に対しても、医療法人の届出書類を踏まえ、毎会計年度、事業報告書、貸借対照表、損益計算書を都道府県知事等に届け出ることを義務付けることとする。本制度改正は、令和8年度事業分から対象とする（実際の届出は令和9年度以降に必要となる）。施行に当たっては、医療法人の場合も踏まえ、国において標準様式の作成を検討し、損益計算書については、医業に関する事業収益・事業費用の区分経理を求ることとする。
- また、令和6年12月25日の「意見」では、届出制度の創設にあわせて、自治体に対して「非営利性の確認のポイント」を示すべきであるとされている。このため、現在の都道府県等における一般社団法人の非営利性の確認に係る対応等を踏まえつつ、上記で義務付ける届出書類やその他の書類（医療法の報告徴収規定に基づき提出を求めるとも考えられる）などを用いて都道府県等が確認すべきポイントや、立入検査を行う際の留意点等を整理し、追つて都道府県等に対して示すこととする。

一般社団法人に届出を義務付ける書類等（医療法施行令で規定）

医療法人の届出書類	一般社団法人法上の作成義務	一般社団法人に届出を義務付ける書類（※1）
事業報告書	○	○※2
財産目録	—	—
貸借対照表	○	○※2
損益計算書	○	○※2
関係事業者との取引状況報告書	—	—
監事の監査報告書	△（監事は必置でない）	—
公認会計士等の監査報告書 ※一定の場合	△（一定の場合）	—
純資産変動計算書 ※一定の場合	—	—

※1 法制上、政令では法律上作成義務が課されている書類の範囲で届出を求めることが可能。このため、医療法施行令上は、一般社団法人法で作成義務が課されている書類のうち、医療法人にも提出を求めている書類を、届出させることとする。

※2 医療法人の場合と同様に、事業活動の規模等が一定の基準に該当する場合には、これらの附属明細書の届出も求める想定。

參考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

一般社団法人が開設する医療機関数の推移

	一般社団法人等が開設する医療機関	
	対2009年	
1999	257	--
2004	283	--
2009	312	100%
2014	349	112%
2019	413	132%
2020	460	147%
2021	526	169%
2022	628	201%
2023	783	251%

	(参考) 医療機関全体	
	対2008年	
2002	169,079	--
2005	173,200	--
2008	175,656	100%
2011	176,308	100%
2014	177,546	101%
2017	178,492	102%
2020	178,724	102%
2021	180,396	103%
2022	181,093	103%
2023	179,834	102%

【元データ】

左：令和6年1月に医政局総務課が都道府県に対して実施した調査（※1） 右：医療施設（動態）調査

※1：当該調査では、各都道府県に対し、平成11年以降の一般社団法人又は旧民法法人（※2）が開設する医療機関数を調査。古い時期の数は不明で回答のない都道府県もみられたため、調査対象期間を通して医療機関数を報告していることが確かな都道府県からの報告に限り集計。その結果、当該調査結果は、性質上、一般社団法人又は旧民法法人が開設する医療機関数を網羅的に把握したものではないことに留意が必要。

※2：一般社団法人は、公益法人制度改革により、平成20（2008）年12月以降、新たに設けられた法人類型であり、それまで主務官庁の許可を受けて設立されていた旧民法法人に比べると、行政庁による監督がなく、登記のみで法人格を取得することが可能。

医療機関の開設者や非営利性に係る確認事項

- 「医療機関の開設者や非営利性に係る確認事項」（平成5年2月3日付け総第5号・指第9号厚生省健康政策局総務課長・指導課長通知（平成24年3月30日最終改正））[抜粋]

第一 開設許可の審査に当たっての確認事項

(略)

1 医療機関の開設者に関する確認事項

(1) (略)

(2) 開設・経営の責任主体とは次の内容を包括的に具備するものであること。

①・② (略)

③ 開設者である個人及び当該医療機関の管理者については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。

④・⑤ (略)

⑥ 開設者が、当該医療機関の収益・資産・資本の帰属主体及び損失・負債の責任主体であること。

なお、医療機関が必要とする土地、建物又は設備を他の第三者から借りる場合においては、

ア 当該土地及び建物については、賃貸借登記をすることが望ましい(病院に限る。また、設備は除く。以下同じ。)。

イ 貸借契約書は適正になされ、借料の額、契約期間等の契約内容(建物が未完成 等の理由で契約未締結の場合は、契約予定の内容)が適正であること。

ウ 借料が医療機関の収入の一定割合とするものでないこと。

(3) 開設・経営に関する資金計画については、次の内容を審査すること。

(略)

①～④ (略)

⑤ 第三者から資金の提供がある場合は、医療機関の開設・経営に関与するおそれがないこと。

④・⑤ (略)

2 非営利性に関する確認事項等

(1) (略)

(2) 医療機関の運営上生じる剰余金を役職員や第三者に配分しないこと。

(3)・(4) (略)

第二 (略)

- 医療法では医療機関の開設者は営利を目的としてはならないこととされている。
- 昨今、一般社団法人による医療機関の開設事例が増加しており、非営利性の観点で疑義が生じている状況。

都道府県衛生主管部局への調査概要

時点：令和6年3月13日 回答率：95.7%（全47都道府県のうち45都府県）

社団法人・一般社団法人が開設する医療機関数（令和5年時点（平成31年比*）） * 2府県については平成31年時点のデータは不明
病院 82 (+6) 医科診療所 780 (+396) 歯科診療所 151 (+42)

＜都府県からの回答内容（抜粋）＞

- 医療法人立ではなく社団法人・一般社団法人立とした理由・目的
 - ・医療法人の附帯業務の範囲外の福祉や研究などの事業を行う
 - ・経営破綻した医療法人の事業承継
 - ・医師会や歯科医師会が開設する場合
- 医療法人以外の法人が医療機関を開設しようとするときの非営利性の確認方法
 - ・定款に剰余金の配当を禁止していること、残余財産の帰属先が国等になっていることが明記されているか
 - ・役員名簿・履歴書から取引関係のある営利企業の役員等が過半数を占めていないか
 - ・開設後2年以上の事業計画書、予算書及びその根拠資料、開設趣意書等の提出を求める 等

※ 開設時の非営利性の確認のための基準等を定めているのは9都県の一部の自治体

※ 監督・指導のための基準等を定めているのは3都県の一部の自治体
- 都府県が認識した一般社団法人立の課題
 - ・開設後の一般社団法人に対する、定款、役員、資産等についての行政の監督機能が及ばないことから、事業報告書等の届出等を求めることが必要
 - ・特に、美容医療での開設が増加傾向にある
 - ・医療法人以外の法人が医療機関を開設する際の統一的な非営利性に関する基準が必要
 - ・業務に制限がないため、診療所経営に支障が生じ、医療提供の質が低下する 等

一般社団法人立の医療機関の非営利性について、医療法人と同程度の確認が可能となるよう、
開設時などにおいて新たに各種事項の届出を求めることがや、
非営利性の確認のポイントを示すことについて検討することとしてはどうか

2040年頃に向けた医療提供体制の総合的な改革に関する意見 [抜粋]

「2040年頃に向けた医療提供体制の総合的な改革に関する意見」（令和6年12月25日・医療部会） [抜粋]

（6）その他

②一般社団法人が開設する医療機関の非営利性の徹底について

- 医療法では、医療機関の開設者は営利を目的としてはならないこととされているところ、昨今、一般社団法人による医療機関の開設事例が増加しており、非営利性の観点で疑義が生じている。
- 一般社団法人立の医療機関の非営利性について、医療法人と同程度の確認が可能となるよう、開設時などにおいて新たに各種事項の届出を求めるべきである。あわせて、自治体に対して、非営利性の確認のポイントを示すべきである。
- こうした見直しを行った上で、一般社団法人が開設する医療機関について必要に応じて引き続き対策を検討すべきである。

一般社団法人の業務報告のひな型

「一般社団・財団法人法施行規則による一般社団法人の各種書類のひな型（改訂版）」（2015年5月7日経済団体連絡会）より

第1 事業報告の構成

事業報告の構成は、一般社団法人の業種・業態によっても異なるが、一例として次のようなものが考えられる。事業報告の記載順序について、以下の記載例は、法人法施行規則第34条第2項の順序によっているが、項目の立て方、順序に制約はない。

法人法施行規則において明示的に定められている記載事項は、法人の状況に関する重要な事項（法人法施行規則第34条第2項第1号）並びに業務の適正を確保するための体制の整備についての決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要（法人法施行規則第34条第2項第2号）のみである。会社法施行規則上は、公開会社の事業報告の内容に株式会社の会社役員に関する事項等も含めなければならないとされているが（会社法施行規則第119条第2号参照）、法人法施行規則上では、特段記載事項として定められておらず、これらを記載する必要はない。

[記載例]

1. 法人の状況に関する重要な事項
· · · · ·
2. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
· · · · ·

第2 各記載事項の記載方法

1. 法人の状況に関する重要な事項

[記載方法の説明]

当該事業年度における事業の経過及びその成果について記載する。移行法人である場合等、実施事業、その他事業、法人事業の区別を採用している場合には、事業ごとに、事業の経過及び成果を記載することも考えられる。

その他、その事業年度において起こった重要な運営上の出来事、すなわち運営上の重要な契約の締結・解消、合併等の重要な組織再編、社員数の異動等も、その重要性に応じた分量で記載することが考えられる。

2. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
(略)

医療法人における事業報告書の様式

◎医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年3月30日付け医政指発第0330003号（令和5年7月31日最終改正））別紙様式1

事業報告書

（自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日）

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人〇〇会

- ① 財団 社団（ 出資持分なし 出資持分あり）
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
□ その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和・平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日

(4) 設立登記年月日 昭和・平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	〇〇 〇〇	
理 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	〇〇病院管理者
同	〇〇 〇〇	〇〇診療所管理者
同	〇〇 〇〇	介護老人保健施設〇〇園管理者
同	〇〇 〇〇	〇〇介護医療院管理者
監 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
評 議 員	〇〇 〇〇	医師（〇〇医師会会長）
同	〇〇 〇〇	経営有識者（〇〇経営コンサルタント代表）
同	〇〇 〇〇	医療を受ける者（〇〇自治会長）

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」

以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇郡（市）〇〇 町（村） 〇〇番地	一般病床 〇 〇〇床 療養病床 〇 〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇 〇〇床] 精神病床 〇〇床 感染症病床 〇〇床 結核病床 〇〇床
診療所	〇〇診療所 【〇〇市（町、 村）から指定 管理者とし て指定を受 けて管理】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇郡（市）〇〇 町（村） 〇〇番地	一般病床 〇〇床 療養病床 〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇床]
介護老人 保健施設	〇〇園	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇郡（市）〇〇 町（村） 〇〇番地	入所定員 〇 〇〇名 通所定員 〇〇名
介護医 療院	〇〇介護医療 院	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇郡（市）〇〇 町（村） 〇〇番地	入所定員 〇 〇〇名 通所定員 〇〇名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、
その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

医療法人における事業報告書の様式

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーション〇〇	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	
〇〇在宅介護支援センター 【〇〇市（町、村）から委託を受けて管理】	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
駐車場業	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	
料理品小売業	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年度決算の決定
令和〇〇年〇〇月〇〇日 定款の変更
令和〇〇年〇〇月〇〇日 社員の入社及び除名
令和〇〇年〇〇月〇〇日 理事、監事の選任、辞任の承認
令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年度の事業計画及び収支予算の決定
" 令和〇〇年度の借入金額の最高限度額の決定
" 医療機関債の発行（購入）の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及

び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

- 注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇病院開設許可（令和〇〇年開院予定）
令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇診療所開設
令和〇〇年〇〇月〇〇日 訪問看護ステーション〇〇開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- 令和〇〇年〇〇月〇〇日 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関
令和〇〇年〇〇月〇〇日 小児救急医療拠点病院
令和〇〇年〇〇月〇〇日 エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

- 注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

参照条文①（医療法関係）

◎医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第四十六条の二 社団たる医療法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。

第四十六条の八 監事の職務は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後三月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出すること。

四～八（略）

第五十一条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

3（略）

4 医療法人は、事業報告書等について、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならぬ。

5 第二項の医療法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、厚生労働省令で定めるところにより、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならぬ。

6（略）

第五十二条 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

一 事業報告書等

二 監事の監査報告書

三 第五十一条第二項の医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

◎医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）（抄）

第三十三条 法第五十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は次に掲げる書類とする。

一・二（略）

三 法第五十一条第二項に規定する医療法人については純資産変動計算書及び附属明細表

2（略）

第三十三条の二 法第五十一条第二項の厚生労働省令で定める基準に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 最終会計年度（事業報告書等につき法第五十一条第六項の承認を受けた直近の会計年度をいう。以下この号及び次号並びに第三十八条の四において同じ。）に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が五十億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が七十億円以上である医療法人

二 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二十億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が十億円以上である社会医療法人

三 社会医療法人債発行法人である社会医療法人

参照条文②（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律関係）

◎一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（抄）

（社員総会以外の機関の設置）

第六十条 一般社団法人には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

2 一般社団法人は、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができる。

（監事の設置義務）

第六十一条 理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を置かなければならない。

（会計監査人の設置義務）

第六十二条 大規模一般社団法人は、会計監査人を置かなければならない。

（計算書類等の作成及び保存）

第一百二十三条 （略）

2 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3・4 （略）

（計算書類等の監査等）

第一百二十四条 監事設置一般社団法人においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置一般社団法人においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

- 一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人
- 二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事

◎一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）（抄）

（計算関係書類）

第二十六条 法第百二十三条第一項及び第二項の規定により作成すべき計算関係書類（次に掲げるものをいう。以下この節において同じ。）については、この款の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 成立の日における貸借対照表
- 二 各事業年度に係る計算書類（法第百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。以下この節において同じ。）及びその附属明細書

（各事業年度に係る計算書類）

第二十九条 （略）

2 法第百二十三条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。